

大淀町ホームページバナー広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大淀町有料広告掲載の取扱いに関する規程（以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、大淀町（以下「町」という。）が作成する町ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は1枠につき横165ピクセル×縦50ピクセル、4Kバイト以内、GIF形式とする。

(広告の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱規程第7条に規定する大淀町有料広告掲載申込書（様式第1号）を、広告掲載を希望する月の前々月の末日までに町長に提出しなければならない。

(掲載)

第5条 広告を掲載する枠数は、20枠以内とする。

- 2 広告の掲載期間は、1ヶ月単位とし、最長12ヶ月間とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 広告の掲載期間は、月の1日から末日までを単位とする。ただし、掲載開始日及び掲載終了日が大淀町の休日を定める条例（平成元年12月大淀町条例第35号）第1条第1項に規定する日（以下「休日」という。）にあたるときは、この限りでない。
- 4 広告は、掲載開始日の午前10時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 5 広告の掲載期間中、ホームページを閉鎖した時間が生じても、町は広告掲載料金の一部返還や広告掲載期間の延長などの賠償措置は一切行わないものとする。

(募集)

第6条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

- 2 申込者が募集枠数を超えるときは、取扱規程第4条に規定する優先順位によるものとし、同一募集枠に優先順位を同じくする複数の申込者があるときは、くじによる。

(掲載料)

第7条 掲載料は、以下のとおりとする。

区分	掲載料
1ヶ月	5,000円
2ヶ月	10,000円
3ヶ月	15,000円
4ヶ月	18,000円

5ヶ月	22,500円
6ヶ月	25,500円
7ヶ月	29,750円
8ヶ月	32,000円
9ヶ月	36,000円
10ヶ月	37,500円
11ヶ月	41,250円
12ヶ月	42,000円

2 取扱い規程第15条の規定により返還する掲載料は、掲載を取り消した期間の総額とする。

(広告内容等)

第8条 広告のデザインおよび内容などは、町ホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年1月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年3月1日から施行する。